

北九州市監査公表第5号

平成20年4月10日

北九州市監査委員	山	柿	勝	利
同	大	津	雅	司
同	城	戸	武	光
同	山	田	征	士郎

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

平成 19 年度行政監査結果報告書
(社会福祉法人への補助金に係る事務について)

平成 20 年 3 月
北九州市監査委員

目 次

第 1	監査の概要	3
1	監査のテーマ	3
2	監査の目的	3
3	監査の対象	3
4	監査の着眼点	3
5	監査の方法	4
6	監査の期間	4
第 2	社会福祉法人をめぐる状況	5
第 3	補助金について	6
1	地方自治法の規定	6
2	社会福祉事業に対する補助	6
3	北九州市の補助金に関する規程	6
第 4	監査委員監査の必要性	8
1	補助金の見直しの必要性	8
2	社会福祉法人に対する監査の状況	9
3	監査委員監査の必要性	9
第 5	社会福祉法人への補助金の交付状況と問題点	10
1	民間老人福祉施設運営費補助金	10
2	軽費老人ホーム運営費補助金	12
3	ケアハウス運営費補助金	14
4	民間老人福祉施設整備費補助事業補助金	16
	【元利補給補助】	
5	民間救護施設運営補助金	19
6	民間救護施設整備費補助金	19
	【元利補給補助】	
7	民間児童養護施設等運営補助金	20

8	民間児童福祉施設施設整備費補助金	2 1
	【元利補給補助（児童養護）】	
9	民間保育所施設整備費補助事業補助金	2 2
	【元利補給補助】	
10	結核予防費市費補助金	2 4
11	民間心身障害児施設運営補助事業補助金	2 6
12	障害者小規模共同作業所補助金	2 7
13	障害児施設利用者負担軽減事業補助金	2 8
14	民間障害児（者）施設整備補助金	2 9
	【元利補給補助（知的障害者援護施設）】	
15	民間心身障害児（者）施設整備補助金	3 0
	【元利補給補助（身体障害者更生援護施設）】	
16	民間障害児（者）施設整備補助金	3 1
	【元利補給補助（精神障害者社会復帰施設）】	
17	障害者就業・生活支援センター事業補助金	3 2
18	グループホーム等施設整備補助金	3 3
19	発達障害児（者）サポーター支援事業補助金	3 4
第 6	監査の結果	3 5
1	手続について	3 5
2	支払方法について	3 7
3	要綱の制定及び改正について	3 8
4	実績報告について	3 9
5	制度の見直しについて	4 0
6	社会福祉法人に対する指導について	4 1
7	条例の制定について	4 2
第 7	むすび	4 3

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

社会福祉法人への補助金に係る事務について

2 監査の目的

社会福祉法人に係る補助金（市単独補助金）について、市の補助事業の担当部局が設定している補助金交付の目的や手続等をみるだけでなく、補助を受けている社会福祉法人に直接実地検査に入り、補助金の利用状況、手続等について監査するという、両面からの監査を実施することで、補助金が適正に使われているかといった点はもとより、その補助金が真に有効に使われているかといった点を明らかにし、経済的、効率的な行財政運営に資することを主な目的とした。

3 監査の対象

（1）保健福祉局、子ども家庭局

（2）北九州市所管の社会福祉法人（平成18年度に市単独の補助金を交付した法人）

北九州市所管の社会福祉法人数は、平成18年4月1日現在、157法人であり、このうち、平成18年度に市単独の補助金を交付した市所管の社会福祉法人数は87法人、対象補助事業は30事業であった。

今回の監査に当たっては、平成18年度に監査実施済である北九州市福祉事業団及び北九州市社会福祉協議会の2法人を除く85法人、19事業を監査の対象とした。

なお、事務処理の適正性等が、書面のみでは十分に確認できない延べ28事業については、その交付対象である13法人の実地監査も併せて実施した。

4 監査の着眼点

法適合性（合規性）のほか、経済性、効率性及び有効性の観点から、次のとおり着眼点を定め監査を行った。

（1）補助金に係る事務手続が、関係法令及び交付規則に基づき適正に執行されているか。

（2）補助金の目的及び必要性が明確になっているか。

（3）補助金の対象事業は、法令等、社会情勢の変化に対応したうえで、経済性、効率性及び有効性の観点から常に見直しされているか。

5 監査の方法

平成18年度に、北九州市所管の社会福祉法人に対し市単独の補助金を交付した関係課に、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により調査を行った。

さらに、対象社会福祉法人に、自主点検方式による調書の提出を求め、事務処理の適正性等が書面のみでは十分に確認できない事業については、その交付対象である社会福祉法人の現地監査を併せて行った。

6 監査の期間

平成19年7月2日から平成20年3月21日まで

第2 社会福祉法人をめぐる状況

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第24条に規定する経営の原則に基づき、社会福祉事業を行うことを目的として設立される特別な法人類型であり、地域福祉の推進に果たす役割が極めて大きく、市民の期待も高い。

また、高率の整備費補助金や非課税措置といった優遇措置が講じられている極めて公益性が高い法人であり、事業運営の透明性を高くし、公共性・公益性を重視する健全で安定した経営が求められている。

平成12年度には、社会福祉基礎構造改革により、従来の社会福祉事業に関する事業の提供者を中心とした社会福祉事業法が改正され、利用者主体の社会福祉法が施行された。（社会福祉法人審査基準、定款準則についても改正が行われている。）

また、同年度に介護保険制度が導入され、さらに、平成15年度から障害者福祉サービスは支援費制度となり、障害児施設・児童養護施設・救護施設など一部の措置施設を除き、福祉サービスの利用は、「利用者の立場に立ったサービスの提供」を基軸として、措置から契約に基づく利用制度へと移行した。

このような動きの中で、これからの社会福祉法人の経営について、厚生労働省と学識経験者で構成する「社会福祉法人経営研究会」により、平成18年8月に「社会福祉法人経営の現状と課題」が報告書としてとりまとめられた。これにより、規制改革や福祉ニーズの多様化といった経営環境の変化に対応するため、これまでの規制・助成に基づく画一的な施設管理センターの経営から、規模の拡大、経営能力の向上といった自立した法人単位の経営への変革の必要性が示されたところである。

この報告を受けて、国においても、資金使途規制の緩和を図るなど法人経営の自由度を拡大するとともに、社会福祉法人に対する指導・監査の重点化、監査事項の簡素化（法人書面監査の廃止を含む。）等の指導監査のあり方について見直しを行ったところである。

このような社会福祉法人を取り巻く環境の変化の中においても、社会福祉法人は、本来の目的である社会福祉事業の事業主体として、法令遵守・適切な利用者処遇を行うことはもとより、適正性・透明性を確保し、公共性・公益性を重視した健全で安定した経営基盤を確立し、利用者本位のサービスの質の向上に努めることが不可欠である。

第3 補助金について

1 地方自治法の規定

地方自治法第232条の2には、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。

「公益上必要がある」か否かは、当該団体の長及び議会が個々の事例に即して認定するが、これは全くの自由裁量行為ではないから、客観的に公益上必要であると認められなければならないとの行政実例（S28.6.29）があり、補助を行うに当たっては、慎重にその必要性及び効果について検討を要する。

また、公益性の判断とともに、その総額が市の財政規模に比して妥当であるか否かという判断も必要である。

2 社会福祉事業に対する補助

憲法第89条には、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と規定されているが、これは社会福祉等の事業への国・地方公共団体の統制を排除するため、国・地方公共団体が財政的な支援をすることを禁ずるものである。

なお、憲法第89条は、慈善、教育、博愛の事業に対しては、「公の支配に属しない」ものに対する支出を禁じているものであり、例えば、社会福祉法等の適用のある福祉等の事業は、公の支配に属しているものとして公金の支出が可能と解されている。（松本英昭著「逐条地方自治法」）

この社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人に対する地方公共団体の補助は、社会福祉法第58条第1項の規定で、「国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の場合よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。」と定めている。

3 北九州市の補助金に関する規程

北九州市では、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的として、「北九州市補助金等交付規則」（S41.3.31 規則第27号）を定め、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定している。

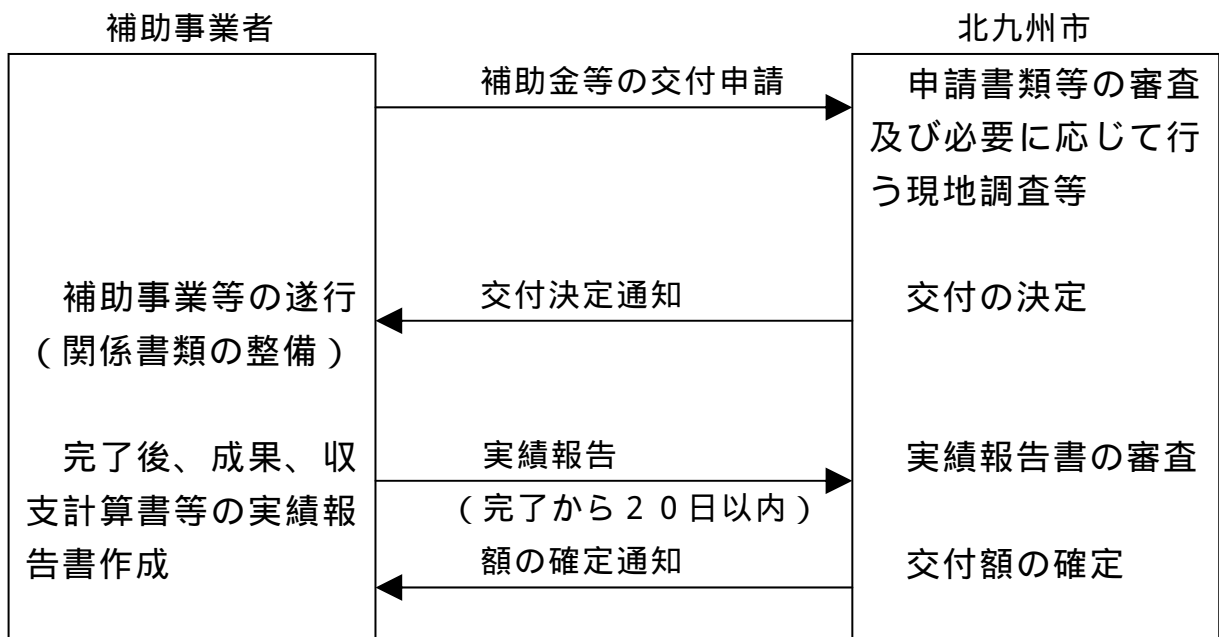
同規則では、補助金等の定義を、市が、その公益上必要がある場合において、

市以外の者に交付する（ア）補助金及び交付金、（イ）負担金、（ウ）利子補給金、（エ）その他相当の反対給付を受けない給付金としている。

また、同規則第3条は、「補助金等に係る予算の執行事務に当たる者は、補助金等が法令および予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」と規定し、事務担当者の基本的な責務を明らかにしている。これは、補助金等が住民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、重点的に、しかも適時適切な補助金等の使用に努めなければならないということである。

同規則で定める、補助金等の交付の申請及び決定から交付すべき額の確定までの事務の流れは、以下のとおりである。

補助金等の交付の申請から交付額の確定まで（一般支払の場合）



一方、北九州市の厳しい財政状況のもと、補助金の執行については、その公益性、事業効果等を再検討するなどの見直しが必要として、「補助金の見直し及び執行の適正化について（通知）」（H8.7.4 北九財財財第137号）を発しており、その中で、以下の「見直しの視点」を定めている。

目的・効果に、客観的合理性はあるか。

補助金等の交付が法令等に違反しているものはないか。

長期間にわたり惰性化し、既得権化していないか。

毎年漫然と補助金等の交付を受けており、事業効果を挙げる努力や自己財源の徴収等の努力を怠っているものはないか。

民間の自立、自助、受益と負担の関係は明確にされているか。

補助金等の交付の目的、条件等に従って適正に事業が執行され、所期の効果を上げているか。

終期の設置、メニュー化、統合化等の合理性が検討され、実施されているか。

小額の補助金等を多くの団体等に総花的に交付する結果、実質的な効果が上がっていないというようなことはないか。次のものについては、特に積極的な見直しを図ること。

- ・ 団体補助等については、補助等を受ける団体等の決算に占める市補助金等の割合が5%未満のもの
- ・ 1件の補助金額が10万円未満のもの

これらの見直しの視点により、北九州市は、補助金の支出が、その公益上の必要性の観点からなされるものであることを十分認識し、その原点に立ち返っての検討を図るとともに、積極的な見直しを行っていく方針である。

第4 監査委員監査の必要性

1 補助金の見直しの必要性

平成19年度予算編成に当たり、北九州市は、「平成19年度予算編成要領について(通知)」(H18.10.10 北九財財財第262号)で、「本市は、平成17年度決算を見ても、自主財源が引き続き脆弱な中、義務的経費比率・実質公債費比率が政令市で一番低いなど、現時点では健全な財政状況を保っている。しかしながら、今後を展望すると、平成18年度も地方交付税が148億円減少し、平成15年度との比較では280億円の減少となっている。これは、地方交付税の3割近く、一般財源総額の1割程度が削減されたことを意味し、地方交付税への依存度が高い市財政に大きな打撃を与えている。また、歳出面では、行財政改革による効率化は図られるものの、少子高齢化の進展による福祉・医療経費の増加や『北九州市ルネッサンス構想』に基づく都市基盤整備のために借入れた市債の償還が平成21年度にピークとなることが見込まれている。この結果、平成19年度から22年度までの中期的な財政状況を見通すと、何らの経営改善を行わずに平成18年度と同程度の予算計上を今後も続けた場合、単年度の収支不足は平成21年度の501億円をピークに増加し、また累積収支も平成20年度に赤字化、平成22年度には938億円の累積赤字となるなど、極めて厳しい財政状況が見込まれる。」と分析している。また、歳出に関する事項として、「『補助金の見直し及び執行の適正化について』(平成8年7月4日付北九財財財第137号)の通知に基づき、その公益性、事業効果、実績等を再検討し、整理統合を積極的に行い、既に事業目的を達したと思われるも

のは廃止し、それ以外のものについても、自立、自助、受益と負担の関係の明確化という観点から、サンセット方式を導入するなど、より一層徹底した見直しを行うこと。」と、補助金等の見直しについて言及している。

2 社会福祉法人に対する監査の状況

社会福祉法人に対する監査は、社会福祉法第56条により、政令指定都市が所管する社会福祉法人に対して、政令指定都市の長が行うと明記されている。

本市では、所管課である保健福祉局監査指導課が、市が所管する法人の運営や経理の監査を行っている。また、社会福祉法人に対する補助金については、各補助金の所管課が実績報告書の審査等を含め監理・指導を行っている。

これらのことから、社会福祉法人への補助金に係る監査委員監査は、所管局の定期監査において、各所管課の審査を含め、補助金支出に係る一連の財務に関する事務が適正に行われているかという視点で監査を行い、併せて、必要があれば財政援助団体監査として、社会福祉法人に対し実地監査を行うということになる。

定期監査においては、所管課が社会福祉法人に提出させている実績報告の内容と補助金の精算内容が一致しているかを書類監査し、その中で、実績報告書に領収書や出納簿といった証拠書類のコピーの添付がなされているか、所属長の証拠書類確認が行われているか等の確認はしているが、社会福祉法人に対する実地監査は、定期監査の制度的な限界もあり行っていない。

3 監査委員監査の必要性

以上のことから、監査委員監査が、補助金申請書、実績報告書等に基づき、補助金額の算定は適正か、補助金は補助目的に沿って適切に執行されているか、内容に信憑性があるかどうかという観点からの監査を行うためには、当該社会福祉法人が保管する帳簿、書類等（出納関係帳票、領収書等）を実地に監査する必要があると考え、平成19年度の行政監査は、「社会福祉法人への補助金に係る事務について」をテーマとし、補助金の所管課に対する監査と併せて社会福祉法人を対象にした財政援助団体監査を実施するものである。

第5 社会福祉法人への補助金の交付状況と問題点

平成18年度に北九州市が社会福祉法人に交付した市単独の補助金について、その補助事業の概要及び交付対象社会福祉法人は、次のとおりである。

なお、各補助事業毎に、補助金の交付申請から支払に至るまでを、所管課作成の調書と法人作成の調書とを合わせて、一覧表として掲載している。

1 民間老人福祉施設運営費補助金（所管：保健福祉局高齢者福祉課）

（1）事業の概要

北九州市補助金等交付規則及び北九州市民間老人福祉施設運営費補助金交付要綱を根拠に、民間の老人福祉施設の入所者や職員の処遇向上を目的として、平成12年度から交付している補助事業である。

これは、民間老人福祉施設運営費補助金交付基準により、施設管理費、入所者処遇費及び職員処遇費について、前年度決算の繰越金の額が、前年度の収入決算額の6月分相当額に満たない養護老人ホーム、軽費老人ホーム及びケアハウスに交付するものである。

平成18年度は、市が所管する以下の社会福祉法人に対して、19,886,914円が一般支払により交付されている。

なお、本補助金は、次の理由により平成18年度末をもって廃止され、平成19年度から新たに「北九州市施設機能強化推進事業費補助金」が設けられた。

（所管課が示す廃止の理由）

当該補助金は、平成12年に介護保険制度が導入された際、介護保険適用外の施設に対しその運営を支援する目的で開始された。

しかし、補助の対象経費は、すべて社会福祉施設として施設側が本来果たすべき役割であり、その経費は施設側が当然に負担すべき経費である。既に自己責任においてある程度の経済活動が認められ、「自立・自律と責任」の経営が求められている社会福祉法人に対し、市がこれらの費用を補助することは、時代に逆行しており望ましくない。

このため、社会福祉施設としての機能を地域に還元することを目的に、地域交流について特に優れた取組を行った施設に対し、褒賞的な補助金を交付することにより、施設間の競争を促し、市内老人福祉施設の活性化とレベルアップに資するため「施設機能強化推進費補助金」を新設し、同時に「民間老人福祉施設運営費補助金」を廃止する。

(2) 交付対象社会福祉法人 (市が所管する法人)

法人名	施設種別	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日	請求日	確定支払日
いわき福祉会	ケア	H19.3.13	H19.3.13	H19.3.29	H19.4.3	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.23	H19.4.26	H19.4.6	H19.5.9
悦和会	軽費	H19.3.26	H19.3.19	H19.3.29	H19.4.3	H19.4.7	H19.4.6	H19.4.23	H19.4.24	H19.3.26	H19.5.9
援助会	養護	H19.3.20	H19.3.20	H19.3.29	H19.3.29	H19.4.4	H19.4.6	H19.4.23	H19.4.23	H19.3.20	H19.5.9
香月老人ホーム	養護	H19.3.15	H19.3.14	H19.3.29	H19.3.29	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.23	H19.4.23		H19.5.9
北九州市戸畑民生事業協会	養護	H19.3.15	H19.3.13	H19.3.29	H19.3.29	H19.4.9	H19.4.6	H19.4.23	H19.4.23	H19.4.9	H19.5.9
貴船会	ケア	H19.3.20	H19.3.20	H19.3.29	H19.3.29	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.23	H19.4.23		H19.5.9
久岐の海会	ケア	H19.3.13	H19.3.13	H19.3.29	H19.3.29	H19.4.9	H19.4.9	H19.4.23	H19.4.23		H19.5.9
恵和会	ケア	H19.3.20	H19.3.20	H19.3.29	H19.4.23	H19.4.9	H19.4.9	H19.4.23	H19.4.23		H19.5.9
幸祥会	ケア	H19.3.19	H19.3.19	H19.3.29	H19.3.29	H19.4.5	H19.4.5	H19.4.23	H19.4.23		H19.5.9
香和会	養護	H19.3.12	H19.3.12	H19.3.29	H19.3.29	H19.4.3	H19.4.3	H19.4.23	H19.4.23	H19.3.12	H19.5.9
小倉新栄会	ケア	H19.3.20	H19.3.12	H19.3.29	H19.3.29	H19.4.4	H19.4.6	H19.4.23	H19.4.23	H19.3.29	H19.5.9
慈恩会	ケア	H19.3.12	H19.3.12	H19.3.29	H19.3.29	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.23	H19.4.23	H19.4.6	H19.5.9
春秋会	ケア	H19.3.12	H19.3.12	H19.3.29	H19.3.29	H19.4.4	H19.4.2	H19.4.23	H19.4.23	H19.3.12	H19.5.9
親和会	軽費	H19.3.20	H19.3.20	H19.3.29	H19.3.29	H19.4.9	H19.4.9	H19.4.23	H19.4.23		H19.5.9
正文会	ケア	H19.3.20	H19.3.20	H19.3.29	H19.3.29	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.23	H19.4.23	H19.4.6	H19.5.9
鷹羽会	軽費	H19.3.20	H19.3.20	H19.3.29	H19.3.29	H19.4.1	H19.4.9	H19.4.23	H19.4.23		H19.5.9
年長者の里	ケア	H19.3.19	H19.3.20	H19.3.29	H19.3.29	H19.4.9	H19.4.6	H19.4.23	H19.4.23	H19.3.19	H19.5.9
	養護	H19.4.9	H19.3.16	H19.3.29	H19.4.23	H19.4.9	H19.4.9	H19.4.23	H19.4.23	H19.4.9	H19.5.9
八健会	ケア	H19.3.14	H19.3.15	H19.3.29	H19.3.29	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.23	H19.4.23	H19.5.8	H19.5.9
ふらて福祉会	ケア	H19.3.15	H19.3.15	H19.3.29	H19.3.29	H19.4.4	H19.4.4	H19.4.23	H19.4.23		H19.5.9
本城会	ケア	H18.3.15	H19.3.16	H19.3.29	H19.3.29	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.23	H19.4.23	H19.3.15	H19.5.9
むつみ会	ケア	H19.3.15	H19.3.19	H19.3.29		H19.4.6	H19.4.6	H19.4.23	H19.4.23		H19.5.9
湯川会	軽費	H19.3.20	H19.3.13	H19.3.29	H19.3.29	H19.4.9	H19.4.9	H19.4.23	H19.4.23	H19.3.20	H19.5.9
ライフ北九州	ケア	H19.3.20	H19.3.20	H19.3.29	H19.4.9	H19.4.26	H19.4.9	H19.4.23	H19.4.23	H19.3.20	H19.5.9
倫尚会	養護	H19.3.17	H19.3.20	H19.3.29	H19.3.29	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.23	H19.4.25	H19.4.6	H19.5.9

施設種別の略称 ケア ケアハウス、軽費 軽費老人ホーム、養護 養護老人ホーム

(3) 問題点

ア 手続について

補助金の交付手続について、支払の請求（請求書提出日）が、額の確定前（交付申請と同時又は交付決定前）になされていたもの、請求日不明と回答されてきたもの及び実績報告が遅延していたものがあった。

イ 要綱の改正について

この要綱には、廃止された国の通知がそのまま引用されている。

また、交付対象(施設)は、前年度決算の繰越金額が、前年度の収入決算額の6月分相当額に満たない施設とされているが、これは、「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」厚生省社会局長通知(S63.5.27 社施第84号)に規定する、「高額繰越金等を有する施設に対する民改費加算の停止」に関する説明に準ずるものであり、この規定部分は、平成16年度に削除されている。

さらに、社会福祉法人会計基準(H12.2.17 厚生省社援第310号)が制定され、「引当金」は「積立金」に、「繰越金」は「当期末支払資金残高」となり、当期末支払資金残高については、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知(H16.3.12 雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号(H17.1.28 改正現在))により、「当期末支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費(措置費)収入の30%以下の保有とすること。」とある。

以上により、30%を超える当期末支払資金残高を有する施設に対しては、補助すべきではなく、要綱の改正が必要である。

ウ 社会福祉法人に対する指導について

法人の決算書を確認すると、受け入れ科目は、経常経費補助金収入とすべきであるが、措置費収入等、他の科目で受け入れている法人があった。

適切な経理科目で受け入れるように、法人に対する指導が必要である。

2 軽費老人ホーム運営費補助金(所管：保健福祉局高齢者福祉課)

(1) 事業の概要

北九州市補助金等交付規則及び軽費老人ホーム運営費補助金交付要綱を根拠に、居宅での生活が困難な低所得の高齢者を入所させ、食事・入浴サービスを提供する軽費老人ホームの運営費を補助することを目的として、昭和46年度から交付している補助事業である。

交付基準は、事務費と生活費を対象に、利用料徴収額を除く額となっており、法人が経営する軽費老人ホームに交付するものである。

平成18年度は、市が所管する以下の社会福祉法人に対して、270,506,794円が概算払により交付されている。

(2) 交付対象社会福祉法人 (市が所管する法人)

法人名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日
悦和会	H18.4.1	H18.4.1	H18.4.12	H18.4.26	毎月1日	毎月	H19.4.1	H19.4.1	H19.4.24	H19.5.16
親和会	H19.2.26	H18.4.1	H18.4.12	H19.4.19		毎月	H19.4.16	H19.4.16	H19.4.24	H19.5.14
鷹羽会	H18.4.1	H18.4.1	H18.4.12	H18.4.12		毎月	H19.4.1	H19.4.1	H19.4.24	H19.5.14
湯川会	H18.4.1	H18.4.1	H18.4.12	H18.4.12	H18.4.1	毎月	H19.4.1	H19.4.1	H19.4.24	H19.5.14

(3) 問題点

ア 手続について

補助金の交付手続について、支払の請求 (請求書提出日) が、交付決定前 (交付申請と同時に) になされていたものや、請求日不明のものがあつた。

また、交付決定通知等、市からの通知文書が指令文となっていない。指令とは、行政機関がその権限に基づき、特定の個人又は団体の申請、願いに対して許可、認可、承認等の意思を表示する場合に用いる文書である。指令は、法令、通達などで書式が定められている場合が多く、その場合には定められた書式によることとなっており、「北九州市補助金等交付規則の施行について」(S41.4.1 北九財財第 120 号)にも様式が定められている。

イ 要綱等の改正について

事務費の定義について、概算による交付決定通知書の裏面に、補助金の対象となる事務費の内容が記載されているが、引当金及び本部会計繰入を事務費に含めている。

社会福祉法人会計基準以前の社会福祉法人経理規程準則 (S51.1.31 厚生省社施第 25 号) では、引当金は、将来の支出に備えるための預金という考え方であり、それに相当する額を負債の部に計上するものであつたが、社会福祉法人会計基準においては、債務としての性格を有するものではなく、事業活動の結果生まれた余裕額を将来の支出のために留保するために、純資産の部に積立金として計上することとなっている。

また、経理規程準則当時の本部会計 (経理) への繰入は、民間施設給与等改善費の管理費として加算された額に相当する額を限度に、施設の整備等に係る経費 (当時は本部会計 (経理) を経由であつた) に限る等の厳しい規制があつたものが、現在は、本部経理区分への繰入の制限が緩和され、運用収入及び前期末支払資金残高を、役員に対する報酬等、法人本部の運営に要する経費として繰入できることとなった。

以上から、引当金及び本部会計繰入金は、補助対象とすべきでなく、事務費の解釈としては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局計画課長連名通知（H16.3.12 雇児福発第 0312002 号、社援基発第 0312002 号、障障発第 0312002 号、老計発第 0312002 号（H17.4.20 一部改正現在））問 1 2 にあるように、社会福祉法人会計基準に定める資金収支決算内訳書の施設経理区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」の経費とすべきであり、交付決定通知書掲載の交付条件の改正が必要である。

ウ 実績報告について

実績報告書の添付資料が決算予定額であるため、正しい決算額が実績報告書に反映されていない状況である。

エ 制度の見直しについて

事務費と生活費について、決算の実支出額と補助基準額を比較して、実支出額が補助基準額を下回る場合は、実支出額で補助金交付額を確定すべきであるが、実支出額と補助基準額とを比較することなく、補助基準額により交付額を確定することとしている。

各法人の決算で照合した結果、決算額が補助基準額より低い法人もあった。

交付額の確定方法の改正が必要である。

オ 社会福祉法人に対する指導について

「民間老人福祉施設運営費補助」と同様、受け入れ科目が誤っている法人があった。適切な経理科目で受け入れるように、法人に対する指導が必要である。

3 ケアハウス運営費補助金（所管：保健福祉局高齢者福祉課）

（1）事業の概要

北九州市補助金等交付規則及びケアハウス運営費補助金交付要綱を根拠に、独立して生活するには不安な高齢者が、在宅サービスを利用しながら独立した生活を送ることができるためのケアハウスの運営費を補助することを目的として、平成 8 年度から交付している補助事業である。

交付基準は、事務費と生活費を対象に、利用料徴収額を除く額となっており、法人が経営するケアハウスに交付するものである。

平成 18 年度は、市が所管する以下の社会福祉法人に対して、333,970,479 円が概算払により交付されている。

(2) 交付対象社会福祉法人(市が所管する法人)

法人名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日
いわき福祉会	H18.3.16	H18.3.16	H18.4.13	H18.5.1	H18.3.16	毎月	H19.4.11	H19.4.1	H19.4.24	H19.5.16
貴船会	H18.3.22	H18.3.18	H18.4.13	H18.4.13		H18.4.24-19.2.19	H19.4.1	H19.4.1	H19.4.24	H19.5.14
久岐の海会	H18.3.23	H18.3.22	H18.4.13		毎月	毎月	H19.4.1	H19.4.13	H19.4.24	H19.5.14
恵和会	H18.8.8	H18.8.8	H18.8.11	H18.8.11		毎月	H19.4.1	H19.4.1	H19.4.24	H19.5.14
幸祥会	H18.3.20	H18.3.20	H18.4.13	H18.4.13		毎月	H19.4.1	H19.4.1	H19.4.24	H19.5.14
小倉新栄会	H18.3.27	H18.3.27	H18.4.13	H19.4.13	H19.4.13	毎月	H19.4.16	H19.4.1	H19.4.24	H19.5.14
慈恩会	H18.3.20	H18.3.18	H18.4.13	H18.4.13	H18.4.13	毎月	H19.4.11	H19.4.1	H19.4.24	H19.3.8
春秋会	H18.3.17	H18.3.17	H18.4.13	H18.4.15	H18.3.17	毎月	H19.4.4	H19.4.5	H19.4.24	H19.5.18
正文会	H18.3.22	H18.3.22	H18.4.13	H18.4.13	H19.4.1	毎月	H19.4.1	H19.4.13	H19.4.24	H19.5.14
年長者の里	H18.3.22	H18.3.22	H18.4.13	H18.4.13	H18.3.22	毎月	H19.4.1	H19.4.1	H19.4.24	H19.5.14
八健会	H18.3.29	H18.3.29	H18.4.13	H18.4.13		毎月	H19.4.1	H19.4.1	H19.4.24	H19.5.14
ひらて福祉会	H18.3.20	H18.3.20	H18.4.13	H18.4.13 H19.3.8		毎月	H19.4.1	H19.4.16	H19.4.24	H19.5.14
本城会	H18.3.22	H18.3.22	H18.4.13	H18.4.13 H18.4.20	H18.3.22	毎月	H19.4.14	H19.4.1	H19.4.24	
むつみ会	H18.3.20	H18.3.20	H18.4.13	H18.4.13		毎月	H19.4.13	H19.4.1	H19.4.24	H19.5.14
ライフ北九州	H18.12.25	H18.12.25	H19.1.10	H19.1.18	H18.12.25	H19.2.19 H19.1.26	H19.4.1	H19.4.1	H19.4.24	H19.5.14

(3) 問題点

ア 手続について

補助金の交付手続について、支払の請求(請求書提出日)が、交付の決定前(交付申請と同時)になされていたものや、請求日不明と回答されてきたものがあった。

また、市が決算より前に実績報告の提出を求めるため、実績報告の事務費額が見込みの数字となっている法人がある。これでは実績報告としては不適切であり、補助事業所管課において、その後の決算との照合も行われていない。

さらに、「軽費老人ホーム運営費補助金」と同様、市からの通知文書が指令文となっていない。

イ 要綱等の改正について

事務費の定義について、交付要綱及び交付決定通知書に補助金の対象となる「事務費」の内容が記載されているが、「軽費老人ホーム運営費補助金」と同様、引当金及び本部会計繰入を事務費に含めている。これについても、引当金及び本部会計繰入金は補助対象とすべきでなく、社会福祉法人会計基準に定める資金収支決算内訳書の施設経理区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」の経費とすべきであり、要綱等の交付条件の改正が必要である。

ウ 実績報告について

各法人の決算と照合した結果、補助の対象となる事務費に、土地取得費

等、施設整備のための支出や積立金繰入を含めている法人があった。

このため、これらの補助対象外経費を除くと、補助基準額を下回る。

所管課は、精査のうえ返還を求める等、適切な処理を行う必要がある。

エ 社会福祉法人に対する指導について

「民間老人福祉施設運営費補助金」と同様、受け入れ科目が誤っている法人があった。適切な経理科目で受け入れるように、法人に対する指導が必要である。

4 民間老人福祉施設整備費補助事業補助金【元利補給補助】(所管：保健福祉局 高齢者福祉課)

(1) 事業の概要

北九州市補助金等交付規則及び北九州市民間老人福祉施設整備費補助金交付要綱を根拠に、社会福祉法人が設置・運営する養護老人ホーム等の整備に係る借入金の償還に対して、借入金利息の補給を行い、円滑な施設運営の向上を図ることを目的として、平成3年度から交付している補助事業である。

これは、交付の対象となる借入金の償還未済額に対する当該年度借入金利息について、一定割合の額を法人が経営する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の施設に交付するものである。

平成18年度は、市が所管する以下の社会福祉法人に対して、29,491,027円が概算払により交付されている。

なお、本補助金は、次の理由により、平成17年度から新規の補助を廃止(経過措置あり)している。

(所管課が示す廃止の理由)

当該補助金の制度開始当初は、借入金利息も年利率4%を超えており金額も高額で制度として有意義なものであったが、近年の利率は1%台となっており、借入金利息の全額を法人が負担しても法人の運営に支障をきたすものとなっていない。また、平成12年度から介護保険制度が導入され、民間企業の社会福祉事業への参入が認められることとなったものの、民間企業には、借入金利息に対する補助制度がなく、社会福祉法人のみ補助制度があるのは不均衡である。さらに、介護保険制度は導入後5年を経過し、特別養護老人ホームの利益率が平均10.2%など、十分に運営が成り立っている状況である。よって、この事業は、所期の目的を達しているので、平成17年度から新規の補助を廃止するものとする。なお、現在、利息補助を受けている借入金については、補助を前提として償還を計画しており、廃止すれば大幅な償還計画の変更が生じるため、償還期間の満了まで継続して補助を行う。

(2) 交付対象社会福祉法人(市が所管する法人)

法人名	施設種別	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日
愛香会	特養	H19.2.23	H19.2.16	H19.3.12	H19.3.12		H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6
いわき福祉会	特養、ケア	H19.2.16	H19.2.16	H19.3.12	H19.3.12		H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.24
薫会	特養	H19.2.15	H19.2.16	H19.3.12	H19.4.6	H19.2.15	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.3.12
一樹会	特養	H19.2.16	H19.2.16	H19.3.12	H19.3.12		H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6
香月老人ホーム	養護		H19.2.16	H19.3.12	H19.3.12		H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	
北九州市戸畑民生事業協会	特養	H19.2.23	H19.2.16	H19.3.12	H19.3.12	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6
貴船会	ケア	H19.2.16	H19.2.16	H19.3.12	H19.3.12		H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6
久岐の海会	ケア	H19.2.13	H19.2.16	H19.3.12	H19.3.12		H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6
薫風会	特養、デイ	H19.2.22	H19.2.16	H19.3.12	H19.3.30	H19.2.22	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.25
敬愛会	特養、デイ	H19.2.16	H19.2.16	H19.3.12	H19.3.12	市の指示で空欄	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6
敬寿会	特養	H19.2.22	H19.2.16	H19.3.12	H19.3.12	H19.2.22	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6
敬老会	特養	H19.2.16	H19.2.16	H19.3.12	H19.3.12		H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6
兼恵園	デイ	H19.3.2	H19.2.16	H19.3.12	H19.3.16	H19.3.2	H19.4.6	H19.4.11	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.2
広寿会	特養	H19.2.23	H19.2.16	H19.3.12	H19.3.13	H19.2.23	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.8
幸祥会	ケア	H19.2.19	H19.2.16	H19.3.12	H19.3.12		H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6
宏隆会	特養、デイ		H19.2.16	H19.3.12	H19.3.12	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6
香和会	養護	H19.2.23	H19.2.16	H19.3.12	H19.3.12	H19.2.23	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6
小倉新栄会	ケア	H19.2.23	H19.2.16	H19.3.12	H19.3.12	H19.3.12	H19.4.6	H19.4.9	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6
三友会	特養	H19.2.20	H19.2.16	H19.3.12	H19.3.30	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.24
春秋会	特養	H19.2.16	H19.2.16	H19.3.12	H19.3.12	H19.4.2	H19.4.6	H19.4.2	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6
誠光会	特養、デイ	H19.2.15	H19.2.16	H19.3.12	H19.3.12	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6
南風会	特養	H19.2.23	H19.2.23	H19.3.12	H19.3.15	H19.2.23	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.24
年長者の里	ケア、特養	H19.2.16	H19.2.16	H19.3.12	H19.3.12	H19.2.16	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6
八健会	ケア、デイ	H19.2.23	H19.2.16	H19.3.12	H19.3.12	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6
双葉会	特養	H19.2.16	H19.2.16	H19.3.12	H19.3.12		H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6
豊和会	特養	H19.2.19	H19.2.16	H19.3.12	H19.3.12		H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6
本城会	ケア	H19.2.20	H19.2.16	H19.3.12	H19.4.6	H19.2.20	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6 H19.4.24
湯川会	軽費	H19.2.16	H19.2.16	H19.3.12	H19.3.12	H19.2.16	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6
倫尚会	特養、養護、デイ等	H19.2.21	H19.2.16	H19.3.12	H19.3.30	H19.2.21	H19.4.6	H19.4.3	H19.4.6	H19.4.6	H19.3.30
若松ライフ研究所	特養	H19.2.16	H19.2.16	H19.3.12	H19.3.12	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.6

施設種別の略称 特養 特別養護老人ホーム、ケア ケアハウス、養護 養護老人ホーム、

デイ ディサービスセンター、軽費 軽費老人ホーム

(3) 問題点

ア 手続について

補助金の交付手続について、請求に当たり、市の指示により金額や日付を空欄にして提出したというものや、交付の決定前（交付申請と同時）になされているものがあつた。請求書は、債権者が作成すべきである。

イ 支払方法について

支出についての決裁で、支出方法は概算払としているが、すべて事業年度終了後の平成19年4月に支払っている等、実態は一般支払となっており、決裁どおりになされていない。

一方、概算払の要件は、債務関係が発生しているが履行期が未到来であることと、債務金額が確定していないことの二つであるが、借入金償還は償還計画に基づいてなされ、申請時には年間分の一部又は全額償還済みであり、額も確定しているため、一般支払にすべきである。

ウ 要綱について

この要綱には、廃止された国の通知がそのまま引用されていた。

また、交付額について、要綱では、「当該年度返済利子のうち、1%相当額とする」と規定しているが、実際には、借入金利息の約20%から90%の額を補助金として交付している。事務処理に誤りが生じないように、明確でわかりやすい規定とするため、要綱の改正が必要である。

エ 社会福祉法人に対する指導について

法人の経理処理を確認すると、受け入れ経理区分が誤っている法人があつた。「社会福祉法人の会計基準の制定について」厚生省大臣官房障害保健福祉部企画・社会・援護局企画・施設人材・老人保健福祉局老人福祉計画・児童家庭局企画課長連名通知（H12.2.17 厚生省社援施第6号（H17.1.28 改正現在））では、帰属する経理区分を決定し、各施設経理区分で受け入れることとなっている。

また、受け入れ科目が誤っている法人があつた。借入金利息補助金は、決算「資金収支計算書」の「経常活動による収支の部」の「借入金利息補助金収入」で受け入れ、「事業活動収支計算書」においては「事業活動外収支の部」の「借入金利息補助金収入」で受け入れるべきである。

適切な経理区分及び科目で受け入れるように、法人に対する指導が必要である。

5 民間救護施設運営補助金（所管：保健福祉局保護課）

（1）事業の概要

北九州市補助金等交付規則及び北九州市民間救護施設運営補助金交付要綱を根拠に、救護施設の円滑な運営を図ることを目的として、昭和54年度から交付している補助事業である。

これは、施設の管理に要する経費、入所者の処遇向上に要する経費及び職員の処遇向上に要する経費について、前年度決算の繰越金及び引当金の合計額が、当該年度の収入決算額の6月分相当額に満たない救護施設に交付するものである。

平成18年度は、市が所管する以下の社会福祉法人に対して、1,203,600円が概算払により交付されている。

（2）交付対象社会福祉法人（市が所管する法人）

法人名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理日	概算払請 求日	概算受領 日	実績報告 日	実績報告 受理日	額確定決 裁日	額確定通 知受理日
八健会	H18.9.29	H18.9.29	H18.12.4	H18.12.4	H18.12.14	H18.12.15	H19.4.12	H19.4.12	H19.4.23	H19.4.23

（3）問題点

ア 要綱の改正について

この要綱をみると、対象施設は、前年度決算の繰越金及び引当金の合計額が、当該年度の収入決算額の6月分相当額に満たない施設とある。

これも、「民間老人福祉施設運営費補助金」と同様、過去の「高額繰越金」の考え方である。

30%を超える当期末支払資金残高を有する施設に対しては、補助すべきではなく、要綱の改正が必要である。

6 民間救護施設整備費補助金【元利補給補助】（所管：保健福祉局保護課）

（1）事業の概要

北九州市補助金等交付規則及び北九州市民間救護施設整備費補助金交付要綱を根拠に、救護施設の施設整備を促進することにより、入所者の処遇向上及び生活環境の整備を図るとともに、法人運営の適正化を図ることを目的として、平成13年度から交付している補助事業である。

交付基準は、交付の対象となる借入金の償還未済額に対する当該年度借入利息について、一定割合の額を、法人が経営する救護施設に交付するものである。

平成18年度は、市が所管する以下の社会福祉法人に対して、2,000,242円が概算払により交付されている。

(2) 交付対象社会福祉法人 (市が所管する法人)

法人名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理日	概算払請 求日	概算受領 日	実績報告 日	実績報告 受理日	額確定決 裁日	額確定通 知受理日
八健会	H18.11.30	H18.11.30	H18.12.19	H18.12.19	H18.12.25	H18.12.27	H19.4.12	H19.4.12	H19.4.20	H19.4.20
福德福 社会	H18.9.28	H18.9.29	H18.10.6	H18.10.6	H18.9.28	H18.10.27	H19.4.19	H19.4.20	H19.4.24	H19.4.24

(3) 問題点

ア 手続について

補助金の交付手続について、支払の請求 (請求書提出日) が、交付の決定前 (交付申請と同時) になされていたものがあつた。

イ 支払方法について

決裁どおり概算払になっているが、「民間老人福祉施設整備費補助事業補助金」と同様、一般支払にすべきである。

ウ 社会福祉法人に対する指導について

「民間老人福祉施設整備費補助事業補助金」と同様、受け入れ経理区分及び受け入れ科目を誤っている法人があつた。

適切な経理区分及び科目で受け入れるように、法人に対する指導が必要である。

7 民間児童養護施設等運営補助金 (所管 : 子ども家庭局子育て支援課)

(1) 事業の概要

北九州市補助金等交付規則及び北九州市民間児童養護施設等運営補助金交付要綱を根拠に、民間児童養護施設及び民間乳児院の円滑な運営を図ることにより、入所児童の処遇向上と法人運営の適正化を図ることを目的として、昭和48年度から交付している補助事業である。

これは、施設管理費、入所者処遇費及び職員処遇費について、法人が経営する民間児童養護施設及び民間乳児院に交付するものである。

平成18年度は、市が所管する以下の社会福祉法人に対して、11,356,170円が概算払により交付されている。

(2) 交付対象社会福祉法人 (市が所管する法人)

法人名	施設種別	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日
カトリック社会事業協会	児養	H18.11.30	H18.12.1	H19.1.4	H19.1.4	H18.11.30	H19.1.17	H19.3.31	H19.4.18	H19.5.25	H19.5.25
北九州市門司区民生事業協会	児養	H18.11.30	H18.12.1	H19.1.4	H19.1.4	H18.11.30	H19.1.17	H19.4.17	H19.4.18	H19.5.25	H19.5.25
高塔会	児養	H18.11.30	H18.12.1	H19.1.4	H19.1.4		H19.1.17	H19.4.17	H19.4.18	H19.5.25	H19.5.25
双葉会	児養	H18.11.30	H18.12.1	H19.1.4	H19.1.10		H19.1.17	H19.4.17	H19.4.18	H19.5.25	H19.5.28
若松児童ホーム	児養	H18.11.30	H18.12.1	H19.1.4	H19.1.10		H19.1.17	H19.4.17	H19.4.18	H19.5.25	H19.5.28

施設種別の略称 児養 児童養護施設

(3) 問題点

ア 手続について

補助金の交付手続について、支払の請求 (請求書提出日) が、交付の決定前 (交付申請と同時に) になされていたものや、請求日不明のものがあつた。

イ 要綱の改正について

施設の剰余金額に伴う補助金の交付制限について、「民間老人福祉施設運営費補助金」と同様、30%を超える当期末支払資金残高を有する施設に対して補助すべきではなく、その旨を要綱に規定するべきである。

8 民間児童福祉施設施設整備費補助金【元利補給補助 (児童養護)】(所管 : 子ども家庭局子育て支援課)

(1) 事業の概要

北九州市補助金等交付規則及び北九州市民間福祉施設施設整備費補助金交付要綱を根拠に、民間福祉施設の老朽改築等施設整備を促進することにより、入所児童の処遇向上と生活環境の整備を促進するとともに、法人運営の適正化を図ることを目的として、平成元年度から交付している補助事業である。

これは、交付の対象となる借入金元金の2分の1、及び借入金の償還未済額に対する当該年度借入金利息のうち一定割合の額を、法人が経営する民間児童福祉施設に交付するものである。

平成18年度は、市が所管する以下の社会福祉法人に対して、9,519,

048円が概算払により交付されている。

(2) 交付対象社会福祉法人(市が所管する法人)

法人名	施設種別	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日
カトリック社会事業協会	児養	H18.12.8	H19.1.12	H19.1.26	H19.1.26	H18.12.8	H19.2.9	H19.3.31	H19.4.2	H19.4.25	H19.5.15
高塔会	児養	H18.11.30	H18.11.30	H18.12.13	H18.12.13	H18.12.28	H18.12.28	H19.3.31	H19.4.2	H19.4.25	H19.4.25
双葉会	児養	H18.11.30	H18.11.30	H18.12.13	H18.12.19		H18.12.28	H19.2.1	H19.4.2	H19.4.25	H19.5.8
若松児童ホーム	児養	H18.11.30	H18.11.30	H18.12.13	H18.12.20		H18.12.28	H19.2.1	H19.4.2	H19.4.25	H19.5.10

施設種別の略称 児養 児童養護施設

(3) 問題点

ア 手続について

補助金の交付手続について、支払の請求(請求書提出日)が、交付の決定前(交付申請と同時)になされていたものや、請求日不明のものがあつた。

イ 支払方法について

要綱により概算払としているが、「民間老人福祉施設整備費補助事業補助金」と同様、一般支払にすべきである。

ウ 要綱の改正について

交付額について、要綱では、「利子にあってはその1%を補助する」と規定しているが、実際には、借入金利息の約20%以上の額を補助金として交付している。事務処理に誤りが生じないように、明確でわかりやすい規定とするため、要綱の改正が必要である。

エ 社会福祉法人に対する指導について

受け入れ科目を誤っている法人があつた。借入金利息補助金は、決算「資金収支計算書」においては「経常活動による収支の部」の「借入金利息補助金収入」で受け入れ、「事業活動収支計算書」においては「事業活動外収支の部」の「借入金利息補助金収入」で受け入れるように、法人に対する指導が必要である。

9 民間保育所施設整備費補助事業補助金【元利補給補助】(所管：子ども家庭局 保育課)

(1) 事業の概要

北九州市補助金等交付規則及び北九州市民間保育所施設整備費補助金交付要綱を根拠に、認可保育所の老朽改築等の施設整備を促進することにより、入所児童の処遇向上と生活環境の整備を促進するとともに、法人運営の適正

化を図ることを目的として、平成元年度から交付している補助事業である。

これは、保育所の老朽全面改築（市補助対象）にあつては、その借入金元金及び借入金利息のうち一定割合の額を、保育所の新設及び定員増のための増改築（市補助対象）にあつては、借入金利息のうち一定割合の額を、それぞれ法人が経営する保育所に交付するものである。

平成18年度は、市が所管する以下の社会福祉法人に対して、16,476,406円が一般支払により交付されている。

(2) 交付対象社会福祉法人（市が所管する法人）

法人名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日	請求日	確定支払日
愛育会	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21	H19.5.21	H19.5.29
育栄会	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21	H19.3.31	H19.5.29
	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21	H19.3.31	H19.5.29
育陽会	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21		H19.5.29
栄法会	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21	H19.3.31	H19.5.29
栄美会	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H18.8.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.2.14	H19.3.31	H19.5.29
カトリック社会事業協会	H18.8.7	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21	H19.2.14	H19.5.29
	H19.3.1	H19.3.1	H19.3.13	H19.3.13	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.15	H19.5.15	H19.3.1	H19.5.25
北九州市小倉社会事業協会	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.3.5	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.31		H19.5.29
	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.3.5	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.30		H19.5.29
	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.3.5	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.28		H19.5.29
	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.3.5	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.28		H19.5.29
北九州市保育事業協会	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21	H19.5.21	H19.5.29
	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21	H19.5.21	H19.5.29
薫風会	H18.8.23	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21	H18.8.23	H19.5.29
恵愛会	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21	H19.5.21	H19.5.29
光法会	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21	H19.5.21	H19.5.29
宏隆会	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21	H19.3.31	H19.5.29
慈恵会	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21	H19.3.31	H19.5.29
	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21	H19.3.31	H19.5.29
秀法福祉会	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21	H19.5.21	H19.5.29
周防会	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21	H19.3.31	H19.5.29
杉の実福祉会	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21		H19.5.29
	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21		H19.5.29
清琴福祉会	H18.8.28	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21	H18.8.28	H19.5.29
晴光会	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21	H19.5.21	H19.5.29
清心会	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21	H19.5.21	H19.5.29
禅心会	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21		H19.5.29
曾根保育園	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21		H19.5.29
泰幸会	H18.8.1	H18.8.31	H19.2.14	H19.3.26	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.2.14		H19.5.29
高槻会	H18.8.30	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21		H19.5.29
	H18.8.30	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21		H19.5.29
天心報恩会	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21	H19.5.21	H19.5.29
	H18.8.30	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21	H19.5.21	H19.5.29
日昇会	H18.8.1	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21		H19.5.29
のぞみ会	H18.8.7	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21		H19.5.29
双葉会	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21		H19.5.29
芙蓉会	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21	H19.5.21	H19.5.29
鳳雲会	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21		H19.5.29
	H18.8.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21		H19.5.29
宝寿会	H18.8.25	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21		H19.5.29
法順会	H18.7.31	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.15	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.20		H19.5.29
瑞穂会		H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21			H19.5.29
みどり会	H18.8.23	H18.8.31	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.31	H19.3.31	H19.5.21	H19.5.21	H19.3.31	H19.5.29

(3) 問題点

ア 手続について

補助金の交付手続について、支払の請求（請求書提出日）が、額の確定前になされていたものや、請求日不明と回答されてきたものがあった。

また、「軽費老人ホーム運営費補助金」と同様、市からの通知文書が指令文となっていない。

イ 要綱の改正について

借入金利息に対する補助額について、要綱では、福祉医療機構借入金は「当年度支払うべき利息の2%相当額」、市社協借入金は「当年度支払うべき利息の1%相当額」と規定しているが、福祉医療機構借入金は、借入金利息の約40%から100%の額を、市社協借入金は、借入金利息の50%の額を補助金として交付している。事務処理に誤りが生じないように、明確でわかりやすい規定とするため、要綱の改正が必要である。

ウ 社会福祉法人に対する指導について

「民間老人福祉施設整備費補助事業補助金」と同様、受け入れ経理区分を誤っている法人があった。適切な経理区分で受け入れるように、法人に対する指導が必要である。

また、受け入れ科目を誤っている法人があった。借入金利息補助金は、決算「資金収支計算書」においては「経常活動による収支の部」の「借入金利息補助金収入」で受け入れ、「事業活動収支計算書」においては「事業活動外収支の部」の「借入金利息補助金収入」で受け入れるべきである。

さらに、借入金元金償還補助金については、決算「資金収支計算書」においては「財務活動による収支の部」の「借入金元金償還補助金収入」で受け入れ、「事業活動収支計算書」においては「事業活動収支の部」の「借入金元金償還補助金収入」で受け入れるべきである。

10 結核予防費市費補助金（所管：保健福祉局保健衛生課）

(1) 事業の概要

結核予防法（H19.4.1 感染症法と統合）第56条、北九州市補助金等交付規則及び平成18年度結核予防費市費補助金要領を根拠に、学校及び施設の財政的負担の軽減により、健診実施の促進を図り、結核患者の早期発見を図ることを目的として、昭和26年度から交付している補助事業である。

交付基準は、直接及び間接のX線撮影費用の3分の2となっており、法人が経営する老人福祉施設等に交付するものである。

平成18年度は、市が所管する以下の社会福祉法人に対して、927,6

30円が一般支払により交付されている。

(2) 交付対象社会福祉法人(市が所管する法人)

法人名	施設種別	交付申請日	交付申請受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理 日	実績報告 日	実績報告 受理日	額確定決 裁日	額確定通 知受理日	請求日	確定支払 日
援助会	特養、養 護	H19.1.10	H19.1.12	H19.2.13	H19.2.13	H19.1.10	H19.2.27	H19.3.28	H19.3.28	H19.1.10	H19.3.30
風花会	特養	H19.1.15	H19.1.15	H19.2.13	H19.2.13	H19.1.15	H19.2.27	H19.3.28	H19.3.28		H19.3.30
一樹会	特養	H19.1.18	H19.1.18	H19.2.13	H19.2.13	H19.1.18	H19.2.27	H19.3.28	H19.2.13		H19.3.30
香月老人 ホーム	養護	H19.1.18	H19.1.17	H19.2.13		H19.1.18	H19.2.27	H19.3.28	H19.3.28		H19.3.30
北九州市 小倉社会 事業協会	救護	H18.8.3	H19.1.5	H19.2.13	H19.2.13	H19.1.5	H19.2.27	H19.3.28	H19.3.28		H19.3.30
北九州市 戸畑民生 事業協会	養護	H19.1.16	H19.1.17	H19.2.13	H19.2.13	H19.1.16	H19.2.27	H19.3.28	H19.3.28	H19.1.16	H19.3.30
北九州市 門司民生 事業協会	養護	H19.1.17	H19.1.17	H19.2.13	H19.2.13	H19.2.27	H19.2.27	H19.3.28	H19.3.28	H19.3.28	H19.3.30
敬老会	特養	H19.1.17	H19.1.17	H19.2.13	H19.2.13	H19.2.27	H19.2.27	H19.3.28	H19.3.28		H19.3.30
広寿会	特養	H19.1.18	H19.1.18	H19.2.13	H19.3.30	H19.1.18	H19.2.27	H19.3.28	H19.3.30	H19.1.18	H19.3.30
幸祥会	ケア	H19.1.18	H19.1.18	H19.2.13	H19.2.13	H19.2.27	H19.2.27	H19.3.28	H19.3.28		H19.3.30
香和会	養護	H19.1.15	H19.1.16	H19.2.13	H19.2.13	H19.1.15	H19.2.27	H19.3.28	H19.3.28	H19.1.15	H19.3.30
慈恩会	ケア	H19.1.11	H19.1.18	H19.2.13	H19.2.13	H19.1.11	H19.2.27	H19.3.28	H19.3.28	H19.1.11	H19.3.30
南風会	特養	H19.1.16	H19.1.16	H19.2.13	H19.3.15	H19.1.16	H19.2.27	H19.3.28	H19.3.30	H19.1.16	H19.3.30
年長者の 里	ケア 養護	H19.1.16	H19.1.16	H19.2.13	H19.2.13	H19.1.16	H19.2.27	H19.3.28	H19.3.28	H19.1.16	H19.3.30
八健会	救護	H19.1.10	H19.1.16	H19.2.13	H19.2.13	H19.2.16	H19.2.16	H19.3.28	H19.3.28	H19.3.29	H19.3.30
ふらて福 祉会	ケア	H19.1.16	H19.1.16	H19.2.13	H19.2.13	H19.2.14	H19.2.14	H19.3.28	H19.3.28		H19.3.30
豊和会	特養	H19.1.10	H19.1.10	H19.2.13	H19.2.13	H19.1.10	H19.2.27	H19.3.28	H19.3.28		H19.3.30
むつみ会	ケア	H19.1.17	H19.1.18	H19.2.13	H19.2.13	H19.2.24	H19.2.27	H19.3.28	H19.3.28		H19.3.30
湯川会	軽費	H19.1.17	H19.1.17	H19.2.13	H19.2.13	H19.2.27	H19.2.27	H19.3.28	H19.3.28	H19.1.17	H19.3.30
倫尚会	特養	H19.1.11	H19.1.12	H19.2.13	H19.2.15	H19.1.11	H19.2.27	H19.3.28	H19.3.29	H19.1.11	H19.3.30
	特養	H19.1.17	H19.1.17	H19.2.13	H19.2.16	H19.2.22	H19.2.22	H19.3.28	H19.3.29	H19.2.22	H19.3.30
	養護	H19.1.17	H19.1.17	H19.2.13	H19.2.16	H19.2.22	H19.2.22	H19.3.28	H19.3.29	H19.2.22	H19.3.30
若松ライ フ研究所	特養	H19.1.15	H19.1.15	H19.2.13	H19.2.13	H19.2.27	H19.2.27	H19.3.28	H19.3.28	H19.2.27	H19.3.30

施設種別の略称 特養 特別養護老人ホーム、養護 養護老人ホーム、
救護 救護施設、ケア ケアハウス、軽費 軽費老人ホーム

(3) 問題点

ア 手続について

補助金の交付手続について、交付決定の前に実績報告書を提出しているもの、支払の請求(請求書提出日)が、額の確定前になされているもの及び請求日不明のものがあった。

また、平成18年度結核予防費市費補助金要領に、請求書の年月日、請求金額、件名等は記入しないことと規定している。請求書兼領収書は、債権者が作成すべきである。

さらに、「軽費老人ホーム運営費補助金」と同様、市からの通知文書が指令文となっていない。

イ 実績報告について

事跡をみると、領収書は添付されているが、領収書に補助対象となる明細が記載されていないものがある。口頭で確認しているとのことであるが、明細を記載した領収書で確認すべきである。

ウ 社会福祉法人に対する指導について

受け入れ科目は、経常経費補助金収入とすべきであるが、介護保険収入として受け入れ、経理科目を誤っている法人があった。適切な経理科目で受け入れるように、法人に対する指導が必要である。

11 民間心身障害児施設運営補助事業補助金（所管：保健福祉局障害福祉課）

（1）事業の概要

北九州市補助金等交付規則及び北九州市民間心身障害児（者）施設運営補助金交付要綱を根拠に、民間心身障害児施設の職員の処遇改善及び措置児童の処遇向上を図り、施設の円滑な運営を助成することを目的として、昭和48年度から交付している補助事業である。

交付基準は、施設管理費、入所者処遇費及び職員処遇費となっており、法人が経営する知的障害児施設、重症心身障害児施設及び知的障害児通園施設に交付するものである。

平成18年度は、市が所管する以下の社会福祉法人に対して、5,887,841円が概算払により交付されている。

（2）交付対象社会福祉法人（市が所管する法人）

法人名	施設種別	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日
あすなろ学園	知的障害児施設	H19.2.15	H19.2.15	H19.3.7	H19.3.8	H19.2.15	H19.3.20	H19.4.12	H19.4.12	H19.4.20	H19.7.25
杏和会	重症心身障害児施設	H19.2.15	H19.2.15	H19.3.7	H19.3.7	H19.2.15	H19.3.20	H19.4.20	H19.4.20	H19.4.20	H19.3.7
光の子会	知的障害児通園施設	H19.2.15	H19.2.15	H19.3.7	H19.3.7	H19.2.15	H19.3.20	H19.4.19	H19.4.19	H19.4.20	H19.5.29

(3) 問題点

ア 手続について

補助金の交付手続について、支払の請求（請求書提出日）が、交付の決定前（交付申請と同時）になされている。

イ 社会福祉法人に対する指導について

受け入れ科目は、経常経費補助金収入とすべきであるが、施設整備等補助金収入として受け入れ、経理科目を誤っている法人があった。適切な経理科目で受け入れるように、法人に対する指導が必要である。

12 障害者小規模共同作業所補助金（所管：保健福祉局障害福祉課）

(1) 事業の概要

北九州市補助金等交付規則及び北九州市障害者小規模共同作業所補助金交付要綱を根拠に、地域における障害者の社会参加の促進を図ることを目的として、平成2年度から交付している補助事業である。

交付基準は、運営費に対する補助金として1日の利用者が5名で3,600,000円、利用者6名以上は、1人につき100,000円が加算され、このほか、家賃等賃借料補助及び初度調弁費が交付されることとなっており、法人が経営する障害者小規模共同作業所に交付するものである。

平成18年度は、市が所管する以下の社会福祉法人に対して、41,085,000円が概算払により交付されている。

(2) 交付対象社会福祉法人（市が所管する法人）

法人名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日
あかつき会	H18.4.20	H18.4.20	H18.5.16	H18.5.16	H18.4.20	H18.5.25	H19.4.20	H19.4.20	H19.5.25	
	H18.4.20	H18.4.20	H18.5.16	H18.5.16	H18.4.20	H18.5.25	H19.4.20	H19.4.20	H19.5.25	
	H18.4.20	H18.4.20	H18.5.16	H18.5.16	H18.4.20	H18.5.25	H19.4.20	H19.4.20	H19.5.25	
	H18.4.20	H18.4.20	H18.5.16	H18.5.16	H18.4.20	H18.5.25	H19.4.20	H19.4.20	H19.5.25	
エルピス	H18.4.20	H18.4.20	H18.5.16	H18.5.16		H18.5.25	H19.4.20	H19.4.20	H19.5.25	
	H18.4.20	H18.4.20	H18.5.16	H18.5.16		H18.5.25		H19.1.20	H19.2.20	
	H18.4.20	H18.4.20	H18.5.16	H18.5.16		H18.5.25	H19.4.20	H19.4.20	H19.5.25	
北九州「あゆみの会」	H18.4.21	H18.4.21	H18.5.16	H18.5.16	H18.5.16	H18.5.25	H19.4.20	H19.4.20	H19.5.25	H19.5.25
	H18.4.21	H18.4.21	H18.5.16	H18.5.16	H18.5.16	H18.5.25	H19.4.20	H19.4.20	H19.5.25	H19.5.25
	H18.4.21	H18.4.21	H18.5.16	H18.5.16	H18.5.16	H18.5.25	H19.4.20	H19.4.20	H19.5.25	H19.5.25

(3) 問題点

ア 手続について

補助金の交付手続について、支払の請求（請求書提出日）が、交付の決定前（交付申請と同時）になされているものや、額確定通知を受理してい

ないとの申出のある法人があった。

イ 実績報告について

家賃等賃借料補助金について、家賃等賃貸借契約書等の写が添付されているが、賃借人名が法人ではなく、施設や団体の代表者名となっているものがあつた。

また、家賃等賃貸借契約が更新されていないものがあつた。

ウ 制度の見直しについて

運営費補助の交付基準については、要綱の別表において、当該年度4月1日現在の利用人員と定めている。しかしながら、1日あたりの平均利用（通所）人数を算出し、これをもって運営費補助額を確定しているため、利用（通所）人員の実態と4月1日現在の利用人員数が乖離しているものがみられた。また、1日の利用者数が基準の5名に充たず、1年間を通じて4名しか通所していない施設があつた。

一方、障害者への福祉サービスは、かつては施設収容対策が中心であつたが、ノーマライゼーションの理念の理解の浸透とともに、障害者の地域における自立と社会参加を支援する本制度のようなサービス提供体制の構築が重要である。この重要性に鑑みて、運営費補助額は、活動実績報告書における年間開所日数及び延べ通所人数から1日当たりの人員を算出し確定することを念頭においた制度の見直しなど、本制度が、将来にわたって、地域における障害者の社会参加の促進に寄与していくことができるような制度となるよう見直しを検討されたい。

13 障害児施設利用者負担軽減事業補助金（所管：保健福祉局障害福祉課）

（1）事業の概要

北九州市補助金等交付規則及び北九州市障害児施設利用者負担軽減事業実施要綱（平成19年1月1日施行）を根拠に、障害児が障害児施設を利用するに当たり、当該障害児施設を運営する社会福祉法人が独自に利用者負担額の軽減を行った場合に、市がその軽減を行った費用に対し助成を行うことにより、障害児施設の利用を促進することを目的として、平成18年度から交付している補助事業である。

これは、通園施設の負担軽減としては、食費の軽減、定率負担の軽減、複数の児童を通園させた世帯の軽減がある。また、知的障害児入所施設の負担軽減としては、定率負担の軽減、食費・光熱水費等の軽減があり、いずれも法人が経営する障害児通園施設、障害児入所施設に交付するものである。

平成18年度は、市が所管する以下の社会福祉法人に対して、1,654,676円が一般支払により交付されている。

(2) 交付対象社会福祉法人(市が所管する法人)

法人名	施設種別	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日	請求日	確定支払日
あすなろ学園	知的障害児施設	H19.3.10	H19.3.10	H19.3.14	H19.5.16	H19.4.19	H19.4.19	H19.4.24	H19.5.16	H19.4.12	H19.5.11
北九州「あゆみの会」	知的障害児通園施設	H19.3.10	H19.3.10	H19.3.14	H19.3.14	H19.4.19	H19.4.19	H19.4.24	H19.4.24	H19.4.20	H19.5.11
光の子会	知的障害児通園施設	H19.3.10	H19.3.10	H19.3.14	H19.3.14	H19.4.19	H19.4.19	H19.4.24	H19.4.24	H19.3.10	H19.5.11

(3) 問題点

ア 手続について

補助金の交付手続について、支払の請求(請求書提出日)が、交付額の確定前になされている。

また、「軽費老人ホーム運営費補助金」と同様、市からの通知文書が指令文となっていない。

イ 社会福祉法人に対する指導について

受け入れ科目は、経常経費補助金収入とすべきであるが、施設整備等補助金収入として受け入れ、経理科目を誤っている法人があった。適切な経理科目で受け入れるように、法人に対する指導が必要である。

14 民間障害児(者)施設整備補助金【元利補給補助(知的障害者援護施設)】

(所管：保健福祉局障害福祉課)

(1) 事業の概要

北九州市補助金等交付規則及び北九州市民間障害児(者)施設整備補助金交付要綱を根拠に、民間障害者援護施設の設置主体である社会福祉法人の経済的負担を軽減することにより、施設整備を促進し、施設利用者の処遇改善を図ることを目的として、平成元年度から交付している補助事業である。

これは、交付の対象となる借入金の償還未済額に対する当該年度借入金利息について、一定割合の額を法人が経営する知的障害者援護施設に交付するものである。

平成18年度は、市が所管する以下の社会福祉法人に対して、510,900円が概算払により交付されている。

(2) 交付対象社会福祉法人 (市が所管する法人)

法人名	施設種別	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日
高須会	知的障害者通所授産施設	H19.3.6	H19.3.1	H19.3.15	H19.3.23	H19.3.6	H19.3.30	H19.3.30	H19.3.31	H19.4.20	H19.5.24
ひびき学園	知的障害者更生施設	H19.3.1	H19.3.1	H19.3.15	H19.3.15	H19.3.1	H19.3.30	H19.4.13	H19.3.31	H19.4.20	H19.4.20

(3) 問題点

ア 手続について

補助金の交付手続について、支払の請求 (請求書提出日) が、交付の決定前 (交付申請と同時) になされている。

イ 支払方法について

決裁どおり概算払になっているが、「民間老人福祉施設整備費補助事業補助金」と同様、一般支払にすべきである。

ウ 社会福祉法人に対する指導について

「民間老人福祉施設整備費補助事業補助金」と同様、受け入れ経理区分を誤っている法人があった。

適切な経理区分で受け入れるように、法人に対する指導が必要である。

15 民間心身障害児 (者) 施設整備補助金【元利補給補助 (身体障害者更生援護施設)】 (所管 : 保健福祉局障害福祉課)

(1) 事業の概要

北九州市補助金等交付規則及び北九州市民間障害児 (者) 施設整備補助金交付要綱を根拠に、民間心身障害者施設の施設整備を促進することにより、入所者の処遇向上と生活環境の整備を促進するとともに、法人運営の適正化を図ることを目的として、平成元年度から交付している補助事業である。

これは、交付の対象となる借入金の償還未済額に対する当該年度借入金利息について、一定割合の額を法人が経営する身体障害者療護施設、身体障害者入所授産施設に交付するものである。

平成 18 年度は、市が所管する以下の社会福祉法人に対して、539,900 円が概算払により交付されている。

(2) 交付対象社会福祉法人 (市が所管する法人)

法人名	施設種別	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日
北九州「あゆみの会」	身体障害者療護施設	H19.1.22	H19.1.22	H19.2.6	H19.2.6	H19.2.6	H19.2.23	H19.4.13	H19.4.13	H19.4.18	H19.4.18
北九州身体障害者入所授産施設協会	身体障害者入所授産施設	H19.1.22	H19.1.22	H19.2.6	H19.2.9		H19.2.23	H19.4.12	H19.4.12	H19.4.18	H19.4.20

(3) 問題点

ア 手続について

補助金の交付手続について、請求日不明のものがあつた。

イ 支払方法について

決裁どおり概算払になっているが、「民間老人福祉施設整備費補助事業補助金」と同様、一般支払にすべきである。

ウ 社会福祉法人に対する指導について

「民間老人福祉施設整備費補助事業補助金」と同様、受け入れ経理区分を誤っている法人があつた。

適切な経理区分で受け入れるように、法人に対する指導が必要である。

16 民間障害児 (者) 施設整備補助金【元利補給補助 (精神障害者社会復帰施設)】(所管 : 保健福祉局障害福祉課)

(1) 事業の概要

北九州市補助金等交付規則及び北九州市民間障害児 (者) 施設整備補助金交付要綱を根拠に、民間障害児 (者) 施設の施設整備を促進することにより、入所児者の処遇向上と生活環境の整備を促進するとともに、法人運営の適正化を図ることを交付の目的として、平成 1 2 年度から交付している補助事業である。

これは、交付の対象となる借入金の、償還未済額に対する当該年度借入金利息について、一定割合の額を法人が経営する精神障害者通所授産施設に交付するものである。

平成 1 8 年度は、市が所管する以下の社会福祉法人に対して、9 9 , 0 0 0 円が概算払により交付されている。

(2) 交付対象社会福祉法人 (市が所管する法人)

法人名	施設種別	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日
福德福祉会	精神障害者授産施設	H19.2.14	H19.2.14	H19.2.28	H19.2.28	H19.2.14	H19.3.13	H19.4.19	H19.4.19	H19.4.20	H19.4.20
	精神障害者福祉ホーム										

(3) 問題点

ア 手続について

補助金の交付手続について、補助金 (概算払) は交付決定後の請求に基づいて支払うべきものであるが、金額が空白の請求書を交付申請時に受け取り、市が金額を記入して処理をしている。

イ 支払方法について

決裁どおり概算払になっているが、「民間老人福祉施設整備費補助事業補助金」と同様、一般支払にすべきである。

ウ 社会福祉法人に対する指導について

「民間老人福祉施設整備費補助事業補助金」と同様、受け入れ経理区分及び受け入れ科目を誤っている法人があった。

適切な経理区分及び科目で受け入れるように、法人に対する指導が必要である。

17 障害者就業・生活支援センター事業補助金 (所管：保健福祉局障害福祉課)

(1) 事業の概要

本市の実施要綱は定められておらず、必要な予算措置のうえ、北九州市補助金等交付規則を根拠に、障害者の雇用促進及び職業の安定を図るため、障害者の就業・生活支援を行う拠点として設置された北九州障害者就業・生活支援センター (国設置) に対し、平成 1 1 年度から交付している補助事業である。

交付基準は、国から委託を受けている就業支援に係るもので、国の委託料では賄えない経費を対象としている。

平成 1 8 年度は、市が所管する以下の社会福祉法人に対して、1,500,000 円が概算払により交付されている。

なお、登録者数及び就職者数など確実に実績を上げてきたが、更なる障害者の就労支援を行うため、市は、平成 1 9 年度に「北九州市障害者就労支援センター」を新たに立ち上げ、これに伴い、本補助金は平成 1 8 年度で廃止としている。

(2) 交付対象社会福祉法人 (市が所管する法人)

法人名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決定日	交付決定決定通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決定日	額確定決定通知受理日
北九州市手をつなぐ育成会	H18.4.19	H18.4.25	H18.5.8	H18.5.9	H18.4.19	H18.6.16	H19.4.23	H19.4.2	H19.5.10	H19.5.16

(3) 問題点

ア 手続について

補助金の交付手続について、支払の請求 (請求書提出日) が、交付の決定前 (交付申請と同時に) になされており、実績報告も遅延している。

イ 要綱の制定について

この事業は、平成 1 8 年度で廃止しているが、平成 1 1 年度からの継続事業であるならば、内部手続、額、交付基準等を明確にする意味で、要綱等で規定しておくことが適当であった。

18 グループホーム等施設整備補助金 (所管：保健福祉局障害福祉課)

(1) 事業の概要

北九州市補助金等交付規則及び北九州市グループホーム等施設整備補助金交付要綱 (平成 1 9 年 3 月 1 日施行) を根拠に、障害者の地域移行に向けた支援のために必要となるグループホーム・ケアホームの設立を推進することを目的として、平成 1 8 年度から交付している補助事業である。

これは、1ヶ所あたり 5 0 万円を上限として、初度設備費に係る費用を助成するもので、市内にグループホーム又はケアホームを新たに設置した社会福祉法人に交付するものである。

平成 1 8 年度は、市が所管する以下の社会福祉法人に対して、5 0 0 , 0 0 0 円が一般支払により交付されている。

(2) 交付対象社会福祉法人 (市が所管する法人)

法人名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決定日	交付決定決定通知受理日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決定日	額確定決定通知受理日	請求日	確定支払日
高須会	H19.3.1	H19.3.1	H19.3.19		H19.4.18	H19.3.31	H19.3.31		H19.4.18	H19.5.11

(3) 問題点

ア 手続について

補助金の交付手続について、法人から提出された資料では、平成 1 9 年 4 月 1 8 日に実績報告及び支払の請求がなされ、5 月 1 1 日に補助金を受

領している。

一方、所管課の資料では、平成19年3月31日に額確定がなされており、実績報告前に額を確定している。

なお、交付決定通知と額確定通知の法人受理日は不明となっている。

イ 支払方法について

一般払で支払をしているが、要綱では、概算払が原則となっている。なお、要綱では、但し書きで、特に市長が必要とみとめる場合には一般払によるものと規定しているが、決裁文書には一般払とする理由が記載されていない。

19 発達障害児（者）サポーター支援事業補助金（所管：保健福祉局障害福祉課）

（1）事業の概要

北九州市補助金等交付規則及び発達障害児（者）サポーター支援事業補助金交付要綱を根拠に、発達障害児（者）の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、平成17年度から交付している補助事業である。

交付基準は、補助決定事業に要する経費（30万円を限度とする）に補助率2分の1を乗じて得た額となっている。

所管課の事跡によれば、平成18年度は、市が所管する一の社会福祉法人に対して、150,000円が概算払により交付されている。

（2）問題点

ア 手続について

本補助金は、社会福祉法人Aを相手先として支出負担行為の決裁を得ているが、市に提出された交付申請書の申請者はAと同じ名称の任意団体であった。

地方自治法第232条の3では、支出負担行為は、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為とされており、「その他の行為」とは、補助金の交付決定のような公法上の債務を負担する行政行為等が該当する。

また、地方自治法第232条の5では、「普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない」と規定されている。

従って、補助金の交付決定という支出負担行為について、市内部の決裁上は、本来の債権者とは異なる別の者を相手として債務を負担することを意思決定したことになる。

厳正な内部チェック体制が必要である。

第6 監査の結果

今回テーマとした「社会福祉法人への補助金に係る事務について」は、おおむね適正に行われていると認められたが、一部に次のような事項が認められた。

これらについては、適切な措置を講じられたい。

1 手続について

(1) 補助金の請求手続について

保健福祉局高齢者福祉課：「民間老人福祉施設運営費補助金」「軽費老人ホーム運営費補助金」「ケアハウス運営費補助金」「民間老人福祉施設整備費補助事業補助金【元利補給補助】」

保健福祉局保護課：「民間救護施設整備費補助金【元利補給補助】」

子ども家庭局子育て支援課：「民間児童養護施設等運営補助金」「民間児童福祉施設施設整備費補助金【元利補給補助（児童養護）】」

子ども家庭局保育課：「民間保育所施設整備費補助事業補助金【元利補給補助】」

保健福祉局保健衛生課：「結核予防費市費補助金」

保健福祉局障害福祉課：「民間心身障害児施設運営補助事業補助金」「障害者小規模共同作業所補助金」「障害児施設利用者負担軽減事業補助金」「民間障害児（者）施設整備補助金【元利補給補助（知的障害者援護施設）】」「民間障害児（者）施設整備補助金【元利補給補助（精神障害者社会復帰施設）】」「障害者就業・生活支援センター事業補助金」

補助金の交付手続における社会福祉法人からの支払の請求については、一般支払のときは実績報告後の額確定後に、概算払のときは補助金交付決定後にすべきであるが、交付申請と同時になされている等、不適正な事務手続をしているものがあった。

また、請求書は、補助事業者である法人が作成すべきものであるが、市の指示で金額や日付を空欄にして提出したという法人や、補助金交付要領に、請求書の年月日、請求金額、件名等は記入しないことと規定しているものもあった。

これらは、金額が空白の請求書を交付申請時に受け取り、市が金額を記入して処理をしているものである。

北九州市補助金等交付規則（S41.3.31 規則第 27 号）等を遵守し、適正な事務手続をされたい。

(2) 交付決定通知について

保健福祉局高齢者福祉課：「軽費老人ホーム運営費補助金」「ケアハウス運営費補助金」
子ども家庭局保育課：「民間保育所施設整備費補助事業補助金【元利補給補助】」
保健福祉局保健衛生課：「結核予防費市費補助金」
保健福祉局障害福祉課：「障害児施設利用者負担軽減事業補助金」

交付決定通知等、市からの通知文書が指令文となっていないものがあった。
指令とは、行政機関がその権限に基づき、特定の個人又は団体の申請、願
いに対して許可、認可、承認等の意思を表示する場合に用いる文書である。

指令は、法令、通達などで書式が定められている場合が多く、その場合に
は、定められた書式によることとなっており、「北九州市補助金等交付規則の
施行について」(S41.4.1 北九財財第 120 号)にも様式が定められている。

適正な事務処理をされたい。

(3) 支出負担行為（交付の決定）について

保健福祉局障害福祉課：「発達障害児（者）サポーター支援事業補助金」

発達障害児（者）サポーター支援事業補助金は、社会福祉法人 A を相手先
として支出負担行為の決裁を得ているが、市に提出された交付申請書の申請
者は A と同じ名称の任意団体であった。

地方自治法第 2 3 2 条の 3 では、支出負担行為は、普通地方公共団体の支
出の原因となるべき契約その他の行為とされており、「その他の行為」とは、
補助金の交付決定のような公法上の債務を負担する行政行為等が該当する。
また、地方自治法第 2 3 2 条の 5 では、「普通地方公共団体の支出は、債権者
のためでなければ、これをする事ができない」と規定されている。

従って、補助金の交付決定という支出負担行為について、市内部の決裁上
は、本来の債権者とは異なる別の者を相手として債務を負担することを意思
決定したことになる。

厳正な内部チェック体制が必要である。

(4) 実績報告日について

保健福祉局高齢者福祉課：「民間老人福祉施設運営費補助金」「ケアハウス運営費補助金」
保健福祉局保健衛生課：「結核予防費市費補助金」
保健福祉局障害福祉課：「障害者就業・生活支援センター事業補助金」

交付決定の前に実績報告を提出しているものや、実績報告が遅延していた
ものがあった。

また、決算より前に実績報告の提出を求められるため、実績報告の事務費
額が見込みの数字となっている法人がある。これでは正しい決算額が実績報

告に反映されないこととなり、その後の正しい決算額による再度の報告もなされていない。適正な事務処理となるよう改善されたい。

(5) 額の確定について

保健福祉局障害福祉課：「グループホーム等施設整備補助金」

グループホーム等施設整備補助金について、法人から提出された資料では、平成19年4月18日に実績報告がなされているが、所管課の資料では、実績報告より前の平成19年3月31日に額の確定をしている。

額の確定は、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときに、交付すべき補助金の額を確定するものである。

適正な事務処理をされたい。

2 支払方法について

(1) 要綱等の遵守について

保健福祉局高齢者福祉課：「民間老人福祉施設整備費補助事業補助金【元利補給補助】」

保健福祉局障害福祉課：「グループホーム等施設整備補助金」

支払方法について、要綱又は決裁で、概算払としているが、すべて事業年度終了後の平成19年4月に支払っている等、一般支払となっており、要綱や決裁どおりになされていないものがあつた。また、但し書きで、特に市長が必要とみとめる場合には一般払と規定しているもので、決裁にその理由が記載されていないものがあつた。適正な事務処理をされたい。

(2) 概算払の見直しについて

保健福祉局高齢者福祉課：「民間老人福祉施設整備費補助事業補助金【元利補給補助】」

保健福祉局保護課：「民間救護施設整備費補助金【元利補給補助】」

子ども家庭局子育て支援課：「民間児童福祉施設施設整備費補助金【元利補給補助（児童養護）】」

保健福祉局障害福祉課：「民間障害児（者）施設整備補助金【元利補給補助（知的障害者援護施設）】」「民間心身障害児（者）施設整備補助金【元利補給補助（身体障害者更生援護施設）】」「民間障害児（者）施設整備補助金【元利補給補助（精神障害者社会復帰施設）】」

借入金利息補助金について、利息を支払った後に概算払で借入金利息補助金を交付しているものがあるが、概算払の要件は、債務関係が発生しているが履行期が未到来であることと、債務金額が確定していないことの二つであ

る。借入金償還は、償還計画に基づいてなされ、申請時には年間分の一部又は全額償還済みであり、額も確定しているため、一般支払にすべきである。

3 要綱の制定及び改正について

(1) 要綱の制定について

保健福祉局障害福祉課：「障害者就業・生活支援センター事業補助金」

障害者就業・生活支援センター事業は、要綱を制定せずに毎年決裁により補助金を交付していた。平成18年度で廃止しているが、平成11年度からの継続事業であるならば、内部手続、額、交付基準等を明確にする意味で、要綱等で規定しておくことが適当であった。

(2) 引用する国の通知について

保健福祉局高齢者福祉課：「民間老人福祉施設運営費補助金」「民間老人福祉施設整備費補助事業補助金【元利補給補助】」

民間老人福祉施設運営費補助金交付要綱及び北九州市民間老人福祉施設整備費補助金交付要綱には、廃止された国の通知がそのまま引用されていた。

補助事業者は、要綱に基づき補助の申請手続きを行うが、補助金の交付目的、補助対象事業及び交付条件等が記載されている要綱に不備があれば、適正な補助金の交付ができなくなる。常に、要綱の見直しを行い、交付条件等を明確にすべきである。

(3) 借入金利息補助金の規定について

保健福祉局高齢者福祉課：「民間老人福祉施設整備費補助事業補助金【元利補給補助】」

子ども家庭局子育て支援課：「民間児童福祉施設施設整備費補助金【元利補給補助（児童養護）】」

子ども家庭局保育課：「民間保育所施設整備費補助事業補助金【元利補給補助】」

借入金利息補助金の交付額について、交付の対象となる借入金の償還に伴う借入金利息額の約20%から100%を補助金として交付しているにもかかわらず、要綱では、「利子にあってはその1%を補助する」又は「当年度支払うべき利息の1%相当額」等と、規定が実態に即していないものがあつた。

事務処理に誤りが生じないように、明確でわかりやすい規定とするため、要綱の改正が必要である。

(4) 事務費の定義について

保健福祉局高齢者福祉課：「軽費老人ホーム運営費補助金」「ケアハウス運営費補助金」

北九州市ケアハウス運営費補助金交付要綱及び軽費老人ホーム運営費補助金交付決定通知書に、補助金の対象となる事務費の定義が規定されているが、

引当金及び本部会計繰入を事務費に含めている。

引当金及び本部会計繰入金は、補助対象とすべきでなく、事務費は、社会福祉法人会計基準（H12.2.17 厚生省社援第 310 号）に定める資金収支決算内訳書の施設経理区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」の経費とすべきであり、要綱等の交付条件の改正が必要である。

（５）交付制限について

保健福祉局高齢者福祉課：「民間老人福祉施設運営費補助金」

保健福祉局保護課：「民間救護施設運営補助金」

子ども家庭局子育て支援課：「民間児童養護施設等運営補助金」

補助金の交付を制限する施設の剰余金の考え方について、社会福祉法人会計基準及びこれに基づく国の通知が出されたにもかかわらず、必要な要綱の見直しが行われていないため、交付制限の根拠が不明確となっている補助事業がある。

国の通知を根拠にする等、明確な根拠規定を要綱に規定するよう要綱の改正が必要である。

また、同様の補助事業の中に、高額な剰余金による交付制限を規定していない補助事業があるが、国は、当期末支払資金残高について、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費（措置費）収入の 30% 以下の保有とするとの考え方を示していることから、30% を超える当期末支払資金残高を有する施設に対して補助すべきではなく、その旨を要綱に規定すべきである。

4 実績報告について

（１）実支出額の確認について

保健福祉局高齢者福祉課：「軽費老人ホーム運営費補助金」「ケアハウス運営費補助金」

保健福祉局保健衛生課：「結核予防費市費補助金」

保健福祉局障害福祉課：「障害者小規模共同作業所補助金」

実績報告書の添付資料が決算予定額で作成されているため、正しい決算額が実績報告書に反映されていない状況である。また、補助の対象となる事務費に、土地取得等、施設整備の支出や積立金繰入を含めている法人があった。

これを除くと、実際の支出が基準額を下回る事となるため、所管課は精査のうえ返還を求める等適切な処理をされたい。

また、支出費用の明細が明確でないものがあり、一部口頭で確認しているとのことであるが、明細を記載した領収書等、書面により確認すべきである。

さらに、家賃等賃借料補助金について、家賃等賃貸借契約書等の写が添付

されているが、賃借人名が法人ではなく、施設の代表者名となっているものがあつた。また、家賃等賃貸借契約が更新されていないものがあつた。

5 制度の見直しについて

(1) 実支出額との比較による補助額の確定について

保健福祉局高齢者福祉課：「軽費老人ホーム運営費補助金」

軽費老人ホーム運営費補助金は、事務費と生活費について、決算の実支出額と補助基準額を比較して、実支出額が補助基準額を下回る場合は、実支出額で補助金交付額を確定すべきであるが、実支出額と補助基準額とを比較することなく、補助基準額により交付額を確定することとしている。

各法人の決算と照合した結果、決算額が基準額より低い法人があり、算定方法の改正が必要である。

(2) 補助対象利用者数の確定について

保健福祉局障害福祉課：「障害者小規模共同作業所補助金」

北九州市障害者小規模共同作業所補助要綱の別表には、運営費補助の交付基準について、当該年度4月1日現在の利用人員と定めている。しかしながら、1日あたりの平均利用（通所）人数を算出し、これをもって運営費補助額を確定しているため、実績報告をみると、利用（通所）人員の実態と4月1日現在の利用人員数が実態と乖離しているものがみられた。また、1日の利用人数が基準の5名に充たず、1年間を通じて4名しか通所していない施設があつた。

一方、障害者への福祉サービスは、かつては施設収容対策が中心であつたが、ノーマライゼーションの理念の理解の浸透とともに、障害者の地域における自立と社会参加を支援する本制度のようなサービス提供体制の構築が重要である。この重要性に鑑みて、運営費補助額は、活動実績報告書における年間開所日数及び延べ通所人数から1日当たりの人員を算出し確定することを念頭においた制度の見直しなど、本制度が、将来にわたって、地域における障害者の社会参加の促進に寄与していくことができるような制度となるよう見直しを検討されたい。

6 社会福祉法人に対する指導について

(1) 社会福祉法人の経理処理について

保健福祉局高齢者福祉課：「民間老人福祉施設運営費補助金」「軽費老人ホーム運営費補助金」「ケアハウス運営費補助金」「民間老人福祉施設整備費補助事業補助金【元利補給補助】」

保健福祉局保護課：「民間救護施設整備費補助金【元利補給補助】」

子ども家庭局子育て支援課：「民間児童福祉施設施設整備費補助金【元利補給補助（児童養護）】」

子ども家庭局保育課：「民間保育所施設整備費補助事業補助金【元利補給補助】」

保健福祉局保健衛生課：「結核予防費市費補助金」

保健福祉局障害福祉課：「民間心身障害児施設運営補助事業補助金」「障害児施設利用者負担軽減事業補助金」「民間障害児（者）施設整備補助金【元利補給補助（知的障害者援護施設）】」「民間心身障害児（者）施設整備補助金【元利補給補助（身体障害者更生援護施設）】」「民間障害児（者）施設整備補助金【元利補給補助（精神障害者社会復帰施設）】」

社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準に基づいて経理処理を行っているが、法人の経理処理をみると、補助金を本部経理区分で処理している法人があった。

「社会福祉法人会計基準の制定について」厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知（H12.2.17 社援施第6号（H17.1.28 改正現在））では、「経常経費補助金等の各種補助金については、補助の目的に応じて帰属する経理区分を決定し、各施設経理区分で受け入れることとする。」とあり、通知に基づく会計処理がなされていなかった。

また、受け入れ科目は、経常経費補助金収入とすべき運営費補助について、措置費収入や介護保険収入で受け入れしている法人、借入金元金償還補助金や借入金利息補助金収入で受入れるべきものを、他の科目で受け入れている法人があった。

今後は、社会福祉法人会計基準に基づいて経理処理を行うように、法人に対して指導を徹底されたい。

7 条例の制定について

保健福祉局保護課：「民間救護施設運営補助金」

子ども家庭局子育て支援課：「民間児童養護施設等運営補助金」

保健福祉局障害福祉課：「民間心身障害児施設運営補助事業補助金」「障害者小規模共同作業所補助金」「障害児施設利用者負担軽減事業補助金」「民間障害児（者）施設整備補助金【元利補給補助（知的障害者援護施設）】」「民間心身障害児（者）施設整備補助金【元利補給補助（身体障害者更生援護施設）】」「民間障害児（者）施設整備補助金【元利補給補助（精神障害者社会復帰施設）】」「障害者就業・生活支援センター事業補助金」「グループホーム等施設整備補助金」

社会福祉法人に対する地方公共団体の補助については、社会福祉法第58条第1項は、「当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の場合よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。」と定めている。しかしながら、北九州市は、当該条例が制定されていない。

なお、社会福祉法人に対する補助金については、生活保護法第74条、児童福祉法第56条の2及び老人福祉法第24条に規定があるが、生活保護法及び児童福祉法については、施設整備補助に関する規定であり、運営費補助に関する規定ではない。

したがって、今回、行政監査の対象とした補助金のうち、民間救護施設運営補助金、民間児童養護施設等運営補助金、民間心身障害児施設運営補助事業補助金、障害者小規模共同作業所補助金、障害児施設利用者負担軽減事業補助金、民間障害児（者）施設整備補助金【元利補給補助（知的障害者援護施設）】、民間心身障害児（者）施設整備補助金【元利補給補助（身体障害者更生援護施設）】、民間障害児（者）施設整備補助金【元利補給補助（精神障害者社会復帰施設）】、障害者就業・生活支援センター事業補助金、グループホーム等施設整備補助金については、条例の制定が必要である。

なお、最高裁判所平成7年（行ツ）第122号平成11年10月21日第一小法廷判決によれば、社会福祉法第58条第1項に規定する条例が制定されていない状態で社会福祉法人に助成がされた場合においても、直ちに違法な公金の支出になるとはいえないとされていることを申し添える。

第7 むすび

前述したように、社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉事業を行うことを目的として設立される特別な法人類型であり、地域福祉の推進に果たす役割が極めて大きく、高率の整備費補助金や非課税措置といった優遇措置が講じられている極めて公益性が高い法人である。このため、事業運営の透明性を高くし、公共性・公益性を重視する健全で安定した経営が求められている。

今後は、規制改革や福祉ニーズの多様化といった経営環境の変化に対応するため、これまでの規制・助成に基づく画一的な施設管理中心の経営から、規模の拡大、経営能力の向上といった自立した法人単位の経営への変革が期待されている。

今回は、それぞれの業務所管課で交付している社会福祉法人に対する補助金について、補助金等に係る事務手続が、関係法令及び交付規則等に基づき適正に執行されているか、補助金等の目的及び必要性が明確になっているか、補助金の対象事業は、法令等、社会情勢の変化に対応した上で、経済性、効率性及び有効性の観点から常に見直されているか等について監査を実施した。

監査の結果をみると、事務の執行についてはおおむね適正に行われているが、「第6 監査の結果」で述べたように、

- 手続について規則が遵守されていないもの
- 支払方法の変更が必要と思われるもの
- 要綱の制定及び改正の必要があるもの
- 実績報告に問題があるもの
- 制度の見直しが必要と思われるもの
- 補助事業者に対する指導が十分でないもの
- 条例の制定が必要なもの

が認められた。

これらの問題点、課題等については、今後の定期監査において指導していきたい。

また、北九州市は、厳しい財政状況のもと、補助金の執行については、その公益性、事業効果等を再検討するなどの見直しが必要として、「補助金の見直し及び執行の適正化について（通知）」（H8.7.4 北九財財財第 137 号）を発しており、その中で、見直しの視点も定めている。

これらの見直しの視点により、補助金の支出が、その公益上の必要性の観点からなされるものであることを十分認識し、その原点に立ち返っての検討を図るとともに、積極的な見直しを行っていくことが望まれる。

なお、社会福祉法人の所管局である保健福祉局及び子ども家庭局においては、監査の結果を踏まえ、社会福祉法人に対する適切な指導を行われたい。

対象 8 5 法人一覧

1	愛育会
2	愛香会
3	あかつき会
4	あすなる学園
5	育栄会
6	育陽会
7	いわき福祉会
8	栄法会
9	栄美会
10	悦和会
11	エルピス
12	援助会
13	薫会
14	風花会
15	一樹会
16	香月老人ホーム
17	カトリック社会事業協会
18	北九州「あゆみの会」
19	北九州市小倉社会事業協会
20	北九州市手をつなぐ育成会
21	北九州市戸畑民生事業協会
22	北九州市保育事業協会
23	北九州市門司民生事業協会
24	北九州身体障害者福祉事業協会
25	貴船会
26	杏和会
27	久岐の海会
28	薫風会
29	恵愛会
30	敬愛会
31	敬寿会

32	敬老会
33	恵和会
34	兼恵園
35	広寿会
36	幸祥会
37	光法会
38	宏隆会
39	香和会
40	小倉新栄会
41	三友会
42	慈恩会
43	慈恵会
44	秀法福祉会
45	春秋会
46	親和会
47	周防会
48	杉の実福祉会
49	清琴福祉会
50	晴光会
51	誠光会
52	正文会
53	清心会
54	禅心会
55	曽根保育園
56	泰幸会
57	高須会
58	高槻会
59	高塔会
60	鷹羽会
61	天心報恩会
62	南風会

63	日昇会
64	年長者の里
65	のぞみ会
66	八健会
67	光の子会
68	ひびき学園
69	福德福祉会
70	双葉会
71	芙蓉会
72	ふらて福祉会
73	鳳雲会
74	宝寿会
75	法順会
76	豊和会
77	本城会
78	瑞穂会
79	みどり会
80	むつみ会
81	湯川会
82	ライフ北九州
83	倫尚会
84	若松児童ホーム
85	若松ライフ研究所